(2019年10月1日現在)

(本約款の適用)

- 第 1 条 当会館が宿泊者との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款に定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
- 2 当会館は、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約 が優先するものとします。なお、この約款に定めのない事項につきましては、法令または一般に確立 された慣習によるものとさせていただきます。

(会議室利用の申し込み)

- 第2条 当会館に会議室のお申し込みを希望されるお客様は、次の事項をお申し出ていただきます。
 - ① お申し込み者のご氏名または会社名、団体名
 - ② お申込者のご連絡先
 - ③ 会議室のご利用日時
 - ④ 会議の内容及びご利用人数
 - ⑤ その他当会館が必要と認める事項
 - ※申込みの受付開始は、月単位の予約で4ヵ月前の月の1日からとなります。
 - (例) 4月分の予約は、1月1日から受付開始5月分の予約は、2月1日から受付開始

(利用時間と超過料金)

第3条 会議室の利用時間は事前に当会館係員と取り決めた時間内といたします。この時間を超過した場合は超過料金を頂戴致します。ただし、別の会議室利用時間との関連で、ご利用時間の延長に応じられない場合もございますので予めご了承ください。

(取消料と利用日変更料)

第4条 お客様のご都合により、すでにご予約いただいた会議室をお取消しされる場合または利用日変 更される場合には、原則として下記の通りお取消料または利用日変更料を申し受けます。(日数はご 予約いただいた日より起算致します)

<伊豆諸島及び小笠原諸島在住の島民の方及び関係団体のご利用>

- ◎ご利用日の前日・・・・・・・・会議室の利用料の50%
- ◎ご利用日の当日・・・・・・・・会議室の利用料の100%

<一般の方のご利用>

- ◎ご利用日の60日前から31日までの間・・・・・会議室の利用料の40%
- ◎ご利用日の30日前から15日までの間・・・・・会議室の利用料の60%
- ◎ご利用日の14日前から3日までの間・・・・・会議室の利用料の80%
- ◎ご利用日の2日前以降・・・・・・・・会議室の利用料の100%

(料金の支払い)

- 第5条 会議室利用者が支払うべき利用料等は別表1のとおりとなります。
- 2 ご利用日当日に現金またはクレジットカードにてお支払い願います。事前にお振り込みを希望される場合は、ご利用日3日前(土日祝日を除く)までに指定口座までご入金をお願い致します。

なお、取消料及び利用日変更料は、当会館指定日までに、現金支払い若しくは指定口座までご入金ください。

(ご利用されるお客様の責任)

- 第6条 故意または過失により当会館が損害を被ったときは、当会館に対し、その損害を賠償していた だきます。
- 2 当会館施設内(駐車場を含む)における事故・盗難などお客様の管理下で発生した事故・盗難につき ましては、当会館は一切責任を負いませんのでご了承下さい。

当会館では、会議室をご利用されるお客様のお荷物などのお預かりはいたしません。

(寄託物等の取扱い)

- 第7条会議室利用者がフロントにお預けになった物品または現金並びに貴重品について、減失、棄損等の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、当会館は、その損害を賠償します。ただし、美術品や骨董品の物品、多額の現金、高額な貴重品、有価証券等、銀行貯金通帳、印鑑等はお預かりできません。
- 2 会議室利用者が当会館内にお持込になった物品又は現金並びに貴重品について、フロントにお預け にならなかったものについて、万一紛失、盗難等が発生した場合には当会館では責任を負いません。 (手荷物又は携帯品の保管)
- 第8条会議室利用者のお荷物が、利用に先立って当施設に到着した場合は、その到着前に当施設が了解したときに限って責任を持って保管し、会議室利用者がフロントにおいてご利用手続きをする際お渡しします。
- 2 会議室利用者が会議室のご利用の後、お手荷物又は携帯品が当施設に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当施設は、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、一定期間(3カ月)当会館が保管し、その後は遺失物法に基づいてお取扱いさせていただきます。
- 3 前 2 項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当施設の責任は、第 1 項の場合 にあっては前条第 1 項の規定に、前項の場合にあっては同条第 2 項の規定に準じるものとします。 (駐車場の責任)
- 第9条 当会館の駐車場をご利用になる場合、車両の鍵の寄託の如何にかかわらず、当会館は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当会館の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。
- 2 駐車場の車内に貴重品及びその他の品物を留置しないでください。駐車中における紛失、盗難等に ついては管理責任まで負うものではありません。
- 3 正面玄関における駐車は固くお断りいたします。
- 4 当会館の職員による車の代行移動はお断りいたします。

(会議室利用契約締結の拒否)

- 第10条 当会館は、次に掲げる場合において、会議室利用の契約に応じられません。
 - (1) 会議に出席する利用客の中に次に該当する者がいるとき。
 - ① 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)による指定暴力

団及び指定暴力団員またはその関係者、その他反社会勢力(以下「暴力団等」という)

- ② 暴力団等が事業活動を支配する法人その他の団体またはその構成員
- ③ 暴力団等に該当する者が役員となっている法人またはその構成員
- ④ 法令または公序良俗に反する行為をする恐れがあると判断される者
- (2) 当会館の他の利用客に著しい迷惑を及ぼす言動をする恐れがあるとき。
- (3) 当会館若しくは当会館の職員に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求を行い、あるいは合理的範囲を超える負担を要求したとき、またはかつて同様な行為を行ったと認められるとき。
- (4) この会議室利用約款に違反、または違反する恐れがあると判断したとき。

(禁止事項)

- 第11条 次に掲げる各項目につきましては禁止行為になっておりますのでご遠慮ください。
 - ① 大音量を発するものの持込み(太鼓等の打楽器・バンドの演奏等)ただし、マイクの使用につきましては、当会館が認めた場合のみとさせていただきます。
 - ② 盲導犬・介助犬・聴導犬以外の犬・猫・小鳥その他の愛玩動物、家畜類の持ち込み
 - ③ 発火または引火性の物品や危険物の持ち込み (クラッカー等)
 - ④ 悪臭を発するものの持込み
 - ⑤ 法令または公序良俗に反する行為および他のお客様の迷惑となる行動
 - ⑥ 当会館の備品の移動
 - ⑦ ご予約時の目的以外のご利用
 - ⑧ 申込者以外への転売行為
 - ⑨ 清掃に時間の掛かる行為(紙ふぶき・フラワーシャワー等)
 - ⑩ 会議室での持ち込みによる飲食・調理
 - ① 会議室での喫煙(指定場所以外での喫煙)
 - ② 壁、天井などの施設の内外部に直接に掲示物を貼ったり、吊り下げる行為
 - ③ 当会館内における寄付行為、無許可の物品等の販売
 - ④ 旗軄の持込み、鉢巻き等示威行為
 - ⑤ デモ・集会・ビラ配りによる活動(当会館内、当会館周辺)
 - (II) その他法令で禁じられている行為

(解約・中止)

- 第 12 条 次の項目の場合は、当会館より会議室のご予約を解約または、ご利用を中止させていただく ことがございます。なお、解約・中止させていただく際にも、当会館は一切の費用を負担しません。 お客様のご負担となります。
 - (1) ご利用されるお客様の中に次に該当する者がいるとき。または、発覚した場合。
 - ① 暴力団等
 - ② 暴力団等が事業活動を支配する法人その他の団体またはその構成員
 - ③ 暴力団等に該当する者が役員となっている法人またはその構成員
 - ④ 法令または公序良俗に反する行為をする恐れがあると判断される者
 - ⑤ 病毒伝播の恐れのある伝染病等の疾患に罹った方
 - (2) 当会館の他の利用客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - (3) 当会館若しくは当会館の職員に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求を行いあるいは、合理的範囲を超える負担を要求したとき、またはかつて同様な行為を行ったと認められるとき。

- (4) この会議室利用約款に違反、または違反する恐れがあると判断したとき。
- (5) 天災その他、当会館の責任に帰することの出来ない事由により、会議室の利用が出来ない場合。(免責事項)
- 第13条 以下に定める事由に該当する場合には、お客様、当会館双方とも免責とさせていただきます。
 - ① 天変地異、火災、戦争、紛争、その他お客様及び当会館のいずれの責に帰することのできない 事由により、会議室の全部または一部が滅失もしくは毀損するなど会議室のご利用が不可能また は著しく困難になったとき。
 - ② 法令、または法令に基づく公権力の行使、もしくは関係官庁の指導等による会議室の収用、取り払い使用禁止等の事由が発生するなど、お客様及び当会館のいずれの責に帰することのできない事由により、会議室のご利用が不可能または著しく困難になったとき。

(その他)

- 第14条 会議室の利用にあたり、以下に定める事項にご注意ください。
 - ① お客様がお申し込みまたはお打合せ時点での会議室の設備、設定、装飾、調度品等に関しましては変更が生じる場合がありますので、予めご了承くださいますようお願い致します。
 - ② お車で来館され、駐車場をご利用されるお客様は、必ずフロントにて手続きをしていただけますようお願い致します。
 - ③ 車を運転されるお客様の飲酒は、固くお断り申し上げます。

別表 1 会議室使用料

(1) 島嶼住民及び関係者

	9:00~	13:00~	18:00~	超過料金
	12:00	17:00	21:00	(最大1時間迄)
第1会議室	3,200 円	4,200 円	3,200 円	1,100 円
(12名/20.1 m²)				
第2会議室	3,200 円	4,200 円	3,200 円	1,100 円
(12名/20.1 m²)				
第3会議室	6,400 円	8,500 円	6,400 円	2,100 円
(24名/41.2 m²)				
第4会議室	2 000 ⊞	₹ 900 ⊞	2 000 ⊞	1 200 ⊞
(12名/25.1 m²)	3,900 円	5,200 円	3,900 円	1,300 円

[※]上表に消費税を含む。

(2) 一般利用者

	9:00~	13:00~	18:00~	超過料金
	12:00	17:00	21:00	(最大1時間迄)
第1会議室	6,400 円	8,400 円	6,400 円	2,200 円
(12名/20.1 m²)				
第2会議室	6,400 円	8,400 円	6,400 円	2,200 円
(12名/20.1 m²)				
第3会議室	12,800 円	17,000 円	12,800 円	4,200 円
(24名/41.2 m²)				
第4会議室	7,800 円	10 400 ⊞	7 800 ⊞	9 €00 ⊞
(12名/25.1 m²)	7,800 □	10,400 円	7,800 円	2,600 円

[※]上表に消費税を含む。